

経営戦略

高知県幡多郡大月町
特別養護老人ホーム特別会計

第1 経営の基本方針

平成24年2月1日より旧施設から現施設へ、従来型施設からユニット型へ変更し移転開設を行ってから8年が経過する中、入居者一人ひとりの人権を守り自分らしい生活ができるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者間の信頼関係を築き、安心して自律的な日常生活を営めるよう支援を行っているところである。

なお、施設の運営管理においては大月町直営で行っており、町職員と、会計年度任用職員の職員数が同数に近い体制で運営しているため、これ以上の町職員の増員は経営を人件費が圧迫するための難しいところであるが、介護職員等の確保に苦慮するところである。また、地域的特性等の関係もあり民間業者の関心が薄く具体化は難しいところであるが、今後は指定管理等についても検討が必要である。

第2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

第3 投資・財政計画（別紙）

第4 効率化・経営健全化の取り組み

（1） 組織、人材、定員、給与に関する事項

安全、安心、安定した職場になるよう現状を把握し、必要人員で効率的に事業を実施する。また給与の適正化に努める。

（2） 広域化に関する事項

当面は必要ないと考えるが、状況の変化により必要が生じた場合は考慮のうえ、検討する。

（3） 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

当面は必要ないと考えるが、状況の変化により必要が生じた場合は考慮のうえ、検討する。

- (4) その他の経営基盤の強化に関する事項
適正な見直しを図りながら、安定した収入を確保する。また、施設の維持、補修や機器の更新などを計画的に行い、安定した経営基盤を図っていく。
- (5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金不足がある場合はその解消方法
現在本町では資金不足はない。今後も資金不足とならないよう努める。
- (6) 資金管理・調達に関する事項
(4)に同じ。
- (7) 情報公開に関する事項
町広報誌やホームページなどでの公開に努める。
- (8) その他重点事項
本経営戦略について、計画の実施状況や介護保険制度の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを図る。

(参考)

- (1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性
独居による高齢者人口の増加に伴い老人福祉施設の需要はますます高まっている。また、入居待機者が多数いることからサービスの提供は必要である。
- (2) 公営企業として実施する必要性
当町は、自治体の規模及び設立の経緯や地域的特性等から、民間事業者による施設整備は困難な状況にある。また、職員数や組織の性質上民間等への経営移譲を行った場合のメリットが少ないと考え、公共性、安全性を維持するため引き続き町が主体となって必要な施設を整備し、運営することが必要であると考え。